

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備や需要に応じた生産を可能とする情報提供等、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。
また、気候変動や病害虫等による作物被害に対する財政措置を講じること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術等の高度化を推進すること。

2. 貿易交渉に係る適切な対応

- (1) TPP11協定、日EU・EPA、日米貿易協定及び日英EPAの発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、総合的なTPP等関連政策大綱の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等、万全の対策を講じること。
また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。
- (2) 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）などのEPA及びFTA交渉等に当たっては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内

農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

また、国民に対して迅速かつ丁寧な説明・情報発信を行うこと。

3. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- (3) 農業用機械・施設等の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を拡充すること。
- (4) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算を十分に確保し、施策を充実させること。

5. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 防災重点ため池、田んぼダムの整備に対する支援措置を講じること。
- 2) 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるよう研

修の開催、相談体制の構築や既存ストックの一時的治水利用に伴う損害補償制度の創設等、必要な財政措置や技術的支援を講じること。

- 4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

(3) 荒廃農地の発生防止や解消に係る財政措置を拡充すること。

6. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

7. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

- (3) バイオマス利活用の推進に係る財政措置を拡充すること。

8. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組やICTを活用した取組が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。

- (2) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成等、支援措置を拡充すること。

9. 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

10. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

11. C S F（豚熱）対策の充実強化等

- (1) C S Fの終息に向け、農場における飼養衛生管理の強化、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なC S F対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、豚熱感染確認区域については、解除基準の明確化を図ること。

- (2) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

12. 高病原性鳥インフルエンザ対策の充実強化等

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生原因と感染経路を速やかに解明し、抜本的な対策を早期に講じること。

- (2) 養鶏業者に対して十分な経営支援を行うとともに、養鶏業者が講じる感染予防対策について十分な支援を行うこと。

- (3) 風評被害の払しょくや食の安全性の啓発等に積極的に取り組むこと。

- (4) 定期検査等における農場への助言及び指導等の充実を図ること。

13. 農協改革や農地所有適格法人への参入要件緩和など農業分野の規制改革に当たっては、農業関係者等の意見を広く聞くとともに、地域の実情を十分に把握したうえで進めること。

14. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。

15. 園芸農業の生産基盤を強化するため、収益力強化に資する園芸施設の導入や燃油価格高騰対策等の支援を拡充すること。

16. 農林漁業者の経済的負担軽減を図るため、農林漁業用燃油に係る税制特例措置を恒久化すること。

17. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。

また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、手続きを簡素化すること。

18. 新型コロナウイルス感染症対策関係

(1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。

(2) 高収益作物次期作支援交付金を拡充するなど地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

特に、需要減退の影響が大きい畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう十分な経営支援を講じること。

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等を活用できるようにするなど、万全の措置を講じること。
2. 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
3. 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
4. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
また、多様化する木材需要に対応するため、木材関連産業の育成や流通販路の確立に資する施策を推進すること。
5. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充すること。
7. 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を充実すること。
8. 病虫害等防除に係る対策を推進するとともに、財政措置を拡充すること。

9. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。
10. 伐採地において植栽による確実な森林更新が図られるよう、鳥獣被害防止対策に係る財政措置を拡充すること。
11. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を継続すること。
12. 新型コロナウイルス感染症対策関係
林業経営体等の事業継続及び新たな木材需要の拡大に係る施策を推進すること。

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産政策の着実な推進

- (1) 新たな水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。
- (2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。
- (3) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。
- (4) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (5) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

2. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への漁業経営セーフティネット構築等、経営安定化対策を継続・強化すること。

3. 安全で良質な養殖水産物を安定供給していくため、ぎよさい制度等の充実強化を図ること。

4. 高度衛生管理への対応及び長寿命化・防災減災事業を推進するため、水産

基盤整備等への財政措置を拡充すること。

5. 食の安全・安心を守るため、海外からの水産物感染症等の侵入を水際で防止する防疫対策をより一層徹底すること。
6. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。
7. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設、共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業誘致への支援

- (1) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- (2) 地方におけるワーケーションの推進に向け、都市自治体と企業が連携できるようマッチング機会の提供等の支援を行うこと。

2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援

- (1) 地域経済の好循環を図るため、「地域未来投資促進法」を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組に係る支援の充実を図ること。
- (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充すること。
- (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
- (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
- (6) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店街における起業等に対する支援を充実すること。
また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。

3. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

4. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、強化事業の対象の拡大を図ること。

5. 大規模自然災害の被災地における企業の事業継続に向けて、施設復旧等に係る財政措置を拡充すること。

また、自衛水防に係る支援など、必要な措置を行うこと。

6. 新型コロナウイルス感染症対策関係

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

また、支援事業の実施に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計にするとともに、各種支援策及び経営に関する相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

(1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金・家賃支援給付金の再度の支給及び支給額の増額等により地域や業種等に縛られない万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、手続きの簡素化及び支給の迅速化を図ること。

特に、休業要請等により影響を受ける事業者に対しては、その影響を踏まえ、更なる支援の充実を図ること。

(2) 金融機関による貸付の融資枠の拡大、償還期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化するとともに、速やかな資金提供が行われるよう引き続き金融機関に要請を行うこと。

また、セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

さらに、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について積極的な働きかけを引き続き行うこと。

(3) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事

業者に対し、積極的な支援を講じること。

- (4) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。
- (5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。
- (6) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置を実施すること。
また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、財政措置を講じること。
- (7) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、施策の立案や見直し等に当たっては、都市自治体の意見を反映するとともに、国民の理解や合意を得るよう十分に留意されたい。

1. エネルギーの安定供給の確保等

(1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

(2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

2. 電源立地対策の推進

(1) 洋上風力発電施設を対象に加えるなど、電源立地地域対策交付金の対象電源を拡大すること。

(2) 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分を法律に基づく恒久的な制度にするとともに、交付単価や最低保証額の引上げなど、交付水準の改善や事務手続の簡素化を図ること。

(3) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の特定市町村に原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（UPZ）内の都市自治体を加えること。

3. 亜炭鉱廃坑対策の推進

(1) 亜炭鉱廃坑の範囲等を特定する調査やハザードマップの作成、陥没防止工事など、亜炭鉱廃坑対策の推進に係る財政措置を継続して講じること。

また、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、専門

家の派遣や先進事例の情報提供など、技術的支援を行うこと。

- (2) 長期的かつ安定的に特定鉱害復旧事業等基金を活用した復旧事業の実施や運用収入の確保が図られるよう同基金の積み増しを行うこと。

脱炭素社会の実現に関する提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた我が国のエネルギー需給構造を明らかにしたうえで、特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 関係主体のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、役割分担を速やかに明確にすること。

特に、地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じて地域の実施体制を構築する仕組みをつくること。

(3) 都市自治体が地域の脱炭素化に係る息の長い取組を自主的・主体的に多年度にわたり安定かつ継続して実施できる総合的な交付金を創設し、各地域の特性や実情に応じた活用ができるよう、弾力的な運用を可能とするとともに、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。

(4) 地域における脱炭素社会の実現に向け、関係分野ごとの現状と課題、今後の取組方針を明確に示したうえで、都市自治体の意見を十分に踏まえ、2050年までの時間軸をもった具体的な工程表やそれを実現する施策・制度を早期に提示すること。

また、工程表や施策・制度の実効性を確保するため、PDCAサイクルを構築し、関係主体の意見を十分に聴取・反映しつつ、継続的に充実・改善を図ること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (7) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。
- (8) 電力・ガスの小売全面自由化に伴い把握が困難になった市域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するために必要な情報を速やかに把握し、容易に分析できる仕組みを構築すること。
- (9) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化し、継続すること。
- (10) 国が強力なイニシアティブを発揮し、洋上風力発電の次世代技術開発や水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。
また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。
- (11) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。
- (12) 電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。
また、燃料電池自動車（FCV）や水素ステーションに係る更なる規制改革を推進すること。
- (13) バイオディーゼル燃料の利用を促進するため、支援措置を講じること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関

係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。

- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法整備を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度などを早急に構築し、実施すること。

3. 系統制約の克服に向けた施策の推進

- (1) 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。
また、「日本版コネクト&マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。
- (2) 一部事務組合が設置したごみ焼却施設で発生した余剰電力について、当該一部事務組合を構成する市町村の公共施設で活用できるよう自己託送制度を見直すこと。

4. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。

また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

(3) 一般廃棄物処理事業債については、償還期間を更に延長すること。

2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に当たっては、住民や現場に混乱を招くことのないよう迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

- (2) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できるようリサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- (3) プラスチック製容器包装はもとより、それ以外のプラスチックの回収・リサイクルを含め市町村の負担を軽減すること。
- (4) 全市町村に一律の対応を求める制度ではなく、各市町村が自ら主体的に処理方法を選択できるようにすること。

また、熱回収については、地域における処理施設の状況、分別回収や中間処理等に係る費用、熱回収により新たに創出される価値、環境への配慮等を総合的・合理的に判断して選択している市町村のこれまでの取組を評価・尊重し、確立された資源循環の手法として認めること。

- (5) リサイクルの質と量を向上させるため、闇雲に資源回収量を増やすのではなく、高度なリサイクルが可能なプラスチック資源を効率的に回収する仕組みを構築すること。
- (6) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- (7) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。
- (8) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。
- (9) 市町村の分別努力に応じたインセンティブ等の仕組みを検討する際には、市町村の多様な取組を尊重し、後押しするものとする。また、熱回収などを前提に施設更新等に取り組む市町村への財政措置に影響を及ぼさないよう配慮すること。

4. 家電リサイクル制度の適切な見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めるこ

と。

- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。
- (3) 義務外品の処理については、社会動向や排出行動の変化に対応した回収のあり方を検討すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、対象品目を拡大すること。

5. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大すること。
- (4) 再商品化手法については、都市自治体が柔軟に選択できるよう制度を見直すこと。

6. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用を促進すること。

また、広域処理等に係る制度を拡充するとともに、国と都市自治体の連携を強化すること。

7. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を講じること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

8. リチウムイオン電池等処理困難物については、製造・販売事業者による自主回収の拡大や、製品廃棄に係る注意喚起の明示を義務付けるなど、適正処理を推進するための環境を整備すること。

9. 焼却灰等のリサイクル処理費用については、十分な財政措置を講じること。
また、溶融スラグについては、更なる利用促進に向け、必要な措置を講じること。
10. 安定した古紙リサイクルシステムを維持するため、回収費用に係る財政措置など必要な支援策を講じること。
11. PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、財政措置を講じること。
12. 産業廃棄物処理施設の設置については、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。
13. 金属スクラップ等の有価物の不適切な保管により、生活環境の保全上の支障や環境影響の懸念等が生じていることから、適正な保管・処分が徹底されるよう法的規制を含めた必要な措置を講じること。
14. 災害廃棄物処理対策の推進
 - (1) 災害等廃棄物処理事業については、平時における事前対策についても補助対象とするなど十分な財政措置を講じること。
 - (2) 仮置場の整備及び復旧に係る費用については、十分な財政措置を講じること。
15. 東日本大震災関係
災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援
 - (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
 - (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。
2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。
3. 新幹線鉄道の沿線住民の良好な生活環境を保全するため、騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。
4. 都市自治体の実施する光害対策に係る財政措置を講じること。
5. 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進すること。
6. 生態系等に係る被害を防止するため、外来種対策を強化すること。
7. 自然公園の整備に係る支援
 - (1) 国定公園の施設等の整備を円滑に実施できるようワンストップで対応する総合的な相談支援体制を構築するとともに、自然環境整備交付金の交付対象事業を拡大したうえで、十分な予算を確保すること。
 - (2) 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。
8. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資

源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。

9. 新型コロナウイルス感染症対策関係

休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策の推進や感染症リスクの低減のため、環境配慮型トイレの導入等に係る支援措置を拡充すること。